

みんなで考え みんなで作る 笑顔のまち

～つなぐ・つながる・つなぎあう～

第2次地域福祉推進計画

平成24年度～平成28年度

概要版



社会福祉協議会って何？

社会福祉協議会(社協)は、全国・都道府県・市町村に設置されている、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間福祉団体です。「当事者・住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人ひとりが地域の一員として『自分らしく』暮らせる地域社会(=福祉コミュニティ)づくりをすすめる」ことを使命としています。

どんな役割があるの？

地域住民を基盤とした「協議体」、地域福祉をすすめる「運動推進体」、先駆的・開拓的に地域の生活課題に対応する「事業体」という3つの組織特性があります。これらを融合しながら、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちにするために「地域にはどんな課題があるのか」「その課題を解決するには、どうしたらいいのか」を考え地域の福祉力の向上を図ることが、社会福祉協議会の役割です。

運営や事業の財源は？

運営や事業に必要な財源は、国、県、市の補助金や社協会費、共同募金、善意の預託、市の委託金、介護報酬などによってまかなわれています。

組織運営は？

理事会

理事会は、法人の中心機関として業務の執行に関する事項を議決します。各地域から推薦された福祉活動者(各地区民生委員児童委員協議会の代表者、福祉施設・行政機関代表)、知識経験者を構成員として、法人の意思決定を行います。

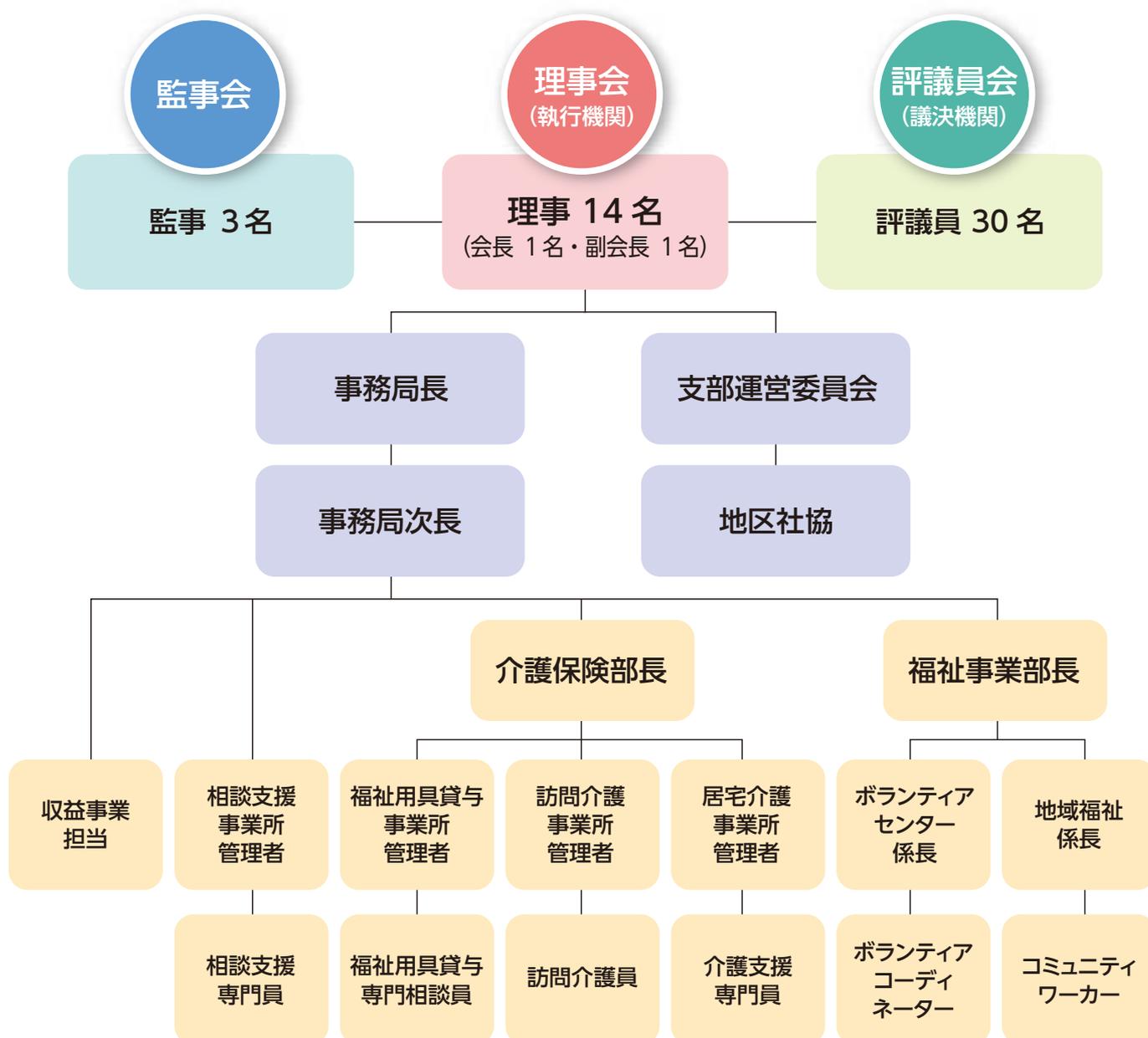
監事会

監事会は、業務執行及び法人の財産状況を監査し、改善・指導事項について理事会に提言します。財務知識経験者や福祉施設関係者などを構成員としています。

評議員会

評議員会は、業務に関する重要事項を議決します。予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告、定款の変更などを決める最終議決機関です。地域代表として自治会代表者、社会福祉関係機関や経済団体関係者、教育関係者など幅広い団体からの推薦者を構成員として、地域の声が反映できる組織運営をめざしています。

組織図



活動は？

社協が何をめざし、どのように活動を進めていくのかを明確にしたものが「地域福祉推進計画」です。平成21年度から23年度までの「第1次計画」では、住民の意識調査やニーズ調査をもとに、活動目標を「場づくり」「人づくり」「活動づくり」「つながりづくり」「社協づくり」と掲げ、地域福祉活動を展開してきました。

今回策定した「第2次計画」では、これまで取り組んできた活動の評価と総括を行うとともに、今後5年間で重点的に取り組むべき活動をまとめています。

「み～あ」って？

住民のみなさんに社協を身近に感じてもらえるように一緒に活動している社協キャラクター「み～あ」です。「**み**な**み****あ**わじし」から名づけました。



第2次地域福祉推進計画のねらい

■ 1次計画の焦点化・重点化を図ること

1. 公民協働で南あわじ市の地域福祉を考え、活動を推進していくための指針であること
2. 南あわじ市社会福祉協議会の組織の基盤強化を図る指針であること

計画の推進期間

平成24年度～平成28年度の5年間とします。また、社会情勢の変化による見直しや「南あわじ市地域福祉計画」との整合性を図るために、互いに進捗状況を確認し、それぞれの課題を整理しながら推進していきます。

計画の構成

福祉目標

住民と社協の地域づくりのスローガン

みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち
～つなぐ・つながる・つなぎあう～

計画の柱

福祉目標を達成するための基本となる取り組み

住み慣れた地域で
共に暮らせる

「住民の力」を育む

+

誰もが地域で安心して
いきいきと暮らせる

「しくみ」をつくる

重点的活動目標

- 1 誰もがつながりあえるまちづくりをめざし活動します
- 2 尊厳が守られ自分らしく生活できる地域づくりに取り組みます
- 3 一人ひとりの生活を支えるネットワークづくりを進めます
- 4 活動を進めるための組織基盤づくりに取り組みます

■ 目標達成のために…

地域で起こっている問題を地域の中で解決できるしくみづくりが重要だと考えました。それをイメージしたものが、地域ケアシステム(み～あシステム)です。

地域ケアシステムのイメージ図

地域ケアシステム（み～あシステム）

〇〇地区ネットワーク会議

当事者、各種団体（自治会、老人クラブ、民生委員児童委員、婦人会、子ども会など）
ボランティア、商店など
地区社協、支部運営委員会、社協

生活ニーズや地域課題の把握
課題解決に向けた協議

〇〇校区ネットワーク会議

当事者、各種団体（自治会、老人クラブ、民生委員児童委員、婦人会、子ども会など）
ボランティア、商店など
地区社協、支部運営委員会、社協

生活ニーズや地域課題の把握
課題解決に向けた協議

地域支援ネットワーク会議（み～あネットワーク）

- 他職種・他制度との連絡調整
- 課題解決に向けた協議
- 権利擁護
- 新しいサービスの開発

地域の中で解決できない生活ニーズや既存の制度やサービスで対応できない課題等

小地域ネットワーク会議代表者、行政、学校、当事者団体、ボランティア、企業、NPO・NGO、サービス事業所など

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、家族、医療機関、介護保険事業所、施設、警察、弁護士、司法書士など

- 総合相談
- 包括的・継続的マネジメント
- 地域生活支援
- 虐待防止・早期発見、権利擁護

地域包括ケアシステム

見守りチームの結成、地域の支え合い、
当事者の社会参加・権利擁護

見守りチームの結成、地域の支え合い、
当事者の社会参加・権利擁護

生活ニーズや地域課題の把握
課題解決に向けた協議

当事者、各種団体（自治会、老人クラブ、民生委員児童委員、婦人会、子ども会など）
ボランティア、商店など
地区社協、支部運営委員会、社協

〇〇地区ネットワーク会議

生活ニーズや地域課題の把握
課題解決に向けた協議

当事者、各種団体（自治会、老人クラブ、民生委員児童委員、婦人会、子ども会など）
ボランティア、商店など
地区社協、支部運営委員会、社協

〇〇校区ネットワーク会議

重点的活動目標と活動項目

1 誰もがつながりあえるまちづくりをめざし活動します

地域の中でその人らしく人と関わることができること、参加できる場や活躍できる場があることが、生きがいにつながっていきます。つながりの希薄化や制度の狭間で対応できない生活課題に向き合うために、つながりの再構築を検討していきます。

場づくりの視点

みんなが気軽に集える居場所づくり
「身近な地域での居場所づくり」を進めよう!

人づくりの視点

座談会等の実施
「みんなで考え みんなでつくる地域づくり座談会」を実施しよう!

活動できる環境づくり
「お互いさま」の意識を育てよう!

それぞれが担う役割

住民

(みなさんができること)

- 地域での活動(行事)に積極的に参加
- 近隣へのあいさつや声かけ
- 誰もが参加しやすい地域活動の企画と実施

社協

(社協ができること)

- 地域活動拠点の把握・発掘と活用
- 地域の活動や情報の把握と支援
- 交流の場の情報提供

関係機関

(関係機関に期待すること)

- 大人から子どもまで世代を超えて参加できる取り組みの実施
- 交流の場の情報提供

行政

(行政に期待すること)

- 地域活動への支援
- 交流の場の確保、運営の支援

2 尊厳が守られ自分らしく生活できる地域づくりに取り組みます

誰もが地域の中で認められ、自分らしく生活できる地域づくりや、自己実現できるための関わりや支援を進めていきます。そのためには、地域に向けた福祉学習や啓発活動を繰り返して行うことと、相談支援体制のあり方について、行政や関係機関とともに検討していきます。

人づくりの視点

学校・地域に向けた福祉学習の充実
「同じ地域で生活している人」のこともっと知ろう!

活動づくりの視点

相談窓口の充実
「相談者のニーズを把握し、支援できる」窓口をつくろう!

権利擁護事業の充実
「地域で生活したい」想いを支援できる体制をつくろう!

それぞれが担う役割

住民

(みなさんができること)

- 障がいや認知症に対する正しい知識を身につける
- 近隣への声かけ、見守り、手助けなど地域での自分の役割を探す
- 相手の立場で考える

社協

(社協ができること)

- 福祉学習プログラムの開発・実践
- 職員の専門性の向上と、窓口対応機能の強化
- 日常生活自立支援事業・権利擁護の充実と推進体制の整備
- 日常業務から地域住民の声を把握

関係機関

(関係機関に期待すること)

- 窓口対応機能の強化
- サービスの質の向上と安定したサービスの提供

行政

(行政に期待すること)

- 窓口対応機能の強化
- 新たなサービスを実現するための財源の確保

3

一人ひとりの生活を支える ネットワークづくりを進めます

住民の中には、地域から孤立している人、孤立する恐れのある人がいます。普段から住民と地域、関係機関と一緒にあって見守り助け合えるまちづくりを検討していく必要があります。また、当事者が「助けて」と言える、孤立する人がないまちづくりを進めます。

つながりづくりの視点

地域生活支援ネットワークの構築と活動の充実

「みんなで気にかけて見守り合おう」を推進しよう!

防災ネットワークの構築と活動の充実

「普段の取り組みから防災にも強いまちづくり」を実現しよう!

それぞれが担う役割

住民

(みなさんができること)

- 近隣へのあいさつや声かけ
- 防災訓練などへの参加
- 困ったときのSOSの発信
- 隣近所にどんな人が住んでいるのかを知る

社協

(社協ができること)

- 地域の資源も含め生活課題を解決するしくみづくり
- 災害時の連携がスムーズにできるしくみづくり
- 地域の福祉情報が集まり、活用できるしくみづくり

関係機関

(関係機関に期待すること)

- 災害時に支援を必要とする人の把握と情報の共有
- 隣近所の関係を深めるような啓発活動

行政

(行政に期待すること)

- 災害時に支援を必要とする人の把握と情報の共有
- 住民、関係機関との協働

4

活動を進めるための組織基盤づくりに取り組みます

社協は、地域の福祉ニーズに対応したきめ細やかな活動を展開しています。今後、多様化・複雑化する福祉ニーズにより柔軟に 대응していくため、財政基盤の強化や運営体制の整備が必要なほか、平成27年1月の市の新庁舎開庁に伴い、社協の組織体制のあり方も検討していきます。

組織づくりの視点

組織体制の検討と機能強化

「住民のより身近な存在に」なれる社協をめざそう!

活動づくりの視点

社協の活動基盤の強化

「住民からみえる組織運営を」進めます!

専門性の高い職員の育成

「これが社協やねん!」と誇りをもって言える職員の育成!

それぞれが担う役割

住民

(みなさんができること)

- 市民交流センターなど、小地域組織に関心をもつ
- 社協会費、共同募金配分金の使いみちに関心をもつ
- 「社協」を活用する
- 募金や寄付をすることで地域福祉活動に参加

社協

(社協ができること)

- 支部運営委員会や地区社協の位置づけや役割を検討
- 地域福祉推進計画ダイジェスト版の配布など計画の周知
- 職員の育成を目的とした計画的な内外研修の実施
- サポーター制度の周知とサポーターの拡大
- 広報活動の充実

関係機関

(関係機関に期待すること)

- サポーター制度の理解と協力
- 共同募金活動への協力
- 地域福祉推進計画への理解と推進

行政

(行政に期待すること)

- 地域福祉を推進するための安定した財源の確保
- 社協活動への評価、指導、支援
- 地域福祉計画と連動した推進と評価

本部・支部の所在地・連絡先

本部・みどり支部

〒656-0192 南あわじ市広田広田 1064
南あわじ市緑庁舎 2階

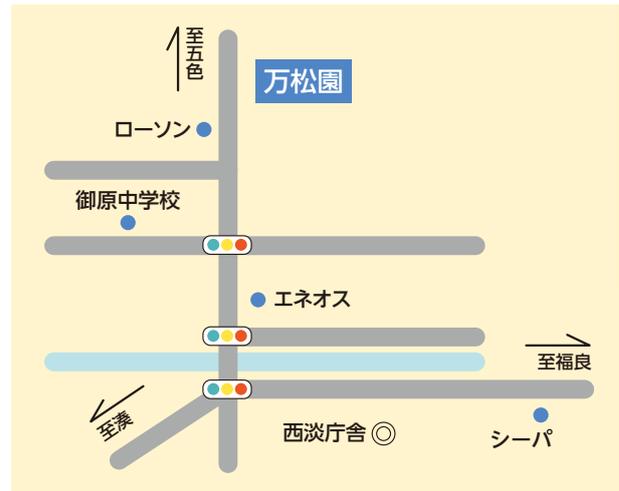
TEL : 0799-44-3007 — 本部
TEL : 0799-45-1765 — みどり支部
FAX : 0799-44-3037



せいだん支部

〒656-0304 南あわじ市松帆古津路 783
南あわじ市老人福祉センター
万松園内

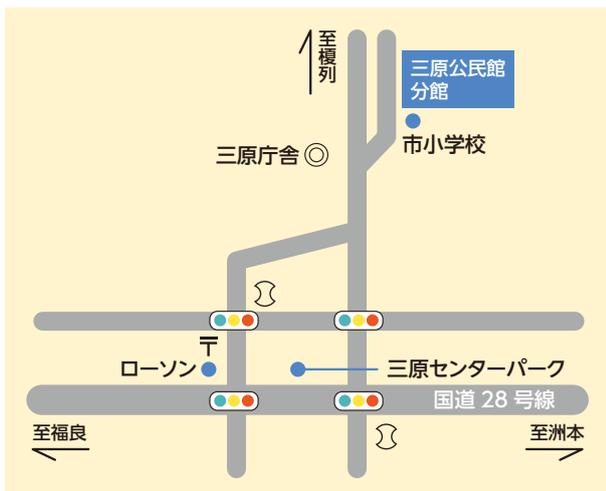
TEL : 0799-36-2083 FAX : 0799-36-5186



みはら支部

〒656-0474 南あわじ市市市 345-1
南あわじ市三原公民館分館内

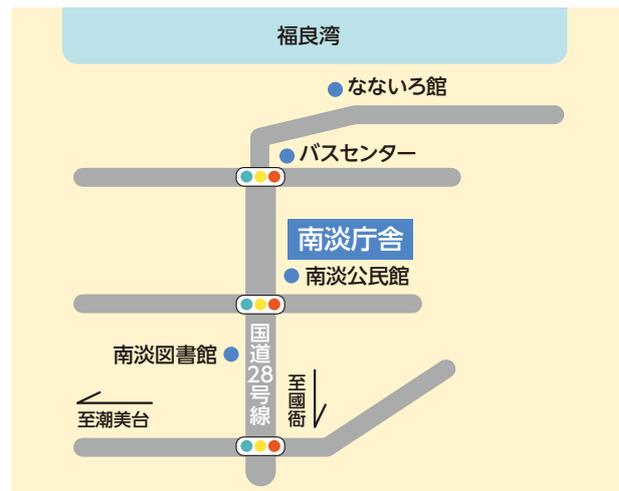
TEL : 0799-42-4966 FAX : 0799-42-5610



なんだん支部

〒656-0592 南あわじ市福良甲 512
南淡庁舎第一別館内

TEL : 0799-52-2515 FAX : 0799-52-2941



みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち
～つなぐ・つながる・つなぎあう～

第2次地域福祉推進計画

発行：社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会

E-mail info@minamiawaji-shakyo.or.jp

ホームページ <http://www.minamiawaji-shakyo.or.jp/>